

○総務省令第九十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十六条の規定に基づき、及び同法を実施するため、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

総務大臣 原口 一博

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「次号」の下に「及び第十五条第三号」を加える。

第十一条第一項中「この条、次条及び第十三条」を「この条から第十三条まで」に改める。

第十五条に次の一号を加える。

三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等のみ用いること。

ロ 提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条において準用する第十一条から第十三条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

(1) イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）を目的とするものであること。

(2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要な調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。

ハ 次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。

- (1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果
- (2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況

ニ 第一号ニに掲げる要件に該当すること。

第十六条の表以外の部分中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」と、「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」を「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」と、第十一条（第一項各号列記以外の部分を除く。）から第十三条までの規定中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」に改め、同条の表を次のように改める。

|                         |   |                 |
|-------------------------|---|-----------------|
| <p>第十一条の前の見出し</p>       | <p>委託による統計の作成等</p>  | <p>匿名データの提供</p> |
| <p>第十一条第一項各号列記以外の部分</p> | <p>法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出</p> | <p>提供依頼申出者</p>  |

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
|                   | <p>者」という。）</p> <p>この条から第十三条まで</p>                             | <p>第十六条において準用するこの条から第十三条まで</p>             |
| <p>第十一条第一項第一号</p> | <p>委託の申出</p> <p>この項及び次項</p>                                   | <p>依頼の申出</p> <p>第十六条において準用するこの項及び次項</p>    |
| <p>第十一条第一項第四号</p> | <p>統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項</p> | <p>匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項</p> |
| <p>第十一条第一項第五号</p> | <p>委託に係る統計の作成等の内容</p>   | <p>匿名データの使用場所及び管理方法</p>                    |
| <p>第十一条第一項第六号</p> | <p>統計成果物</p>  | <p>匿名データ</p>                               |

|                  |                     |  |                 |
|------------------|---------------------|--|-----------------|
| 第十一条第一項第七号       | 前各号                 | 前条第一号又は第二号   | 第十六条において準用する前各号 |
| 第十一条第二項各号列記以外の部分 | 前項                  | 第十六条において準用する前項   |                 |
| 第十一条第三項          | 第一項                 | 第十六条において準用する第一項  |                 |
| 第十二条第一項          | 前条第一項               | 第十六条において準用する前条第一項  |                 |
| 第十二条第二項          | 統計の作成等              | 匿名データの提供   |                 |
|                  | 前項                  | 第十六条において準用する前項   |                 |
|                  | 統計の作成等の実施           | 匿名データの提供の実施  |                 |
|                  | 当該統計の作成等に係る契約を行うために | 定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独 |                 |

|         |   |  |
|---------|---|--|
|         |   | <p>立行政法人等が</p>   |
| 第十二条第三項 | <p>前項</p>                                   | <p>第十六条において準用する前項</p>  |
| 第十三条第一項 | <p>統計成果物</p> <p>学術研究又は教育が終了したとき</p>         | <p>匿名データ</p> <p>学術研究、教育又は国際比較が終了したとき（国際比較を行う場合であつて、提供依頼申出者が国際比較統計等の提供を行う場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間を経過したとき及び終了したとき）</p> |
|         | <p>又は教育内容の概要</p>                            | <p>、教育内容の概要、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況</p>   |
| 第十三条第二項 | <p>統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六</p> | <p>匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了</p>  |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | 第十三条第三項                                       |  |
| <p>号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない</p> | <p>統計成果物<br/>又は教育内容</p>                       | <p>公表するものとする</p>   |
| <p>したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする</p>   | <p>匿名データ<br/>、教育内容、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況</p> | <p>公表するものとする。この場合において、国際比較統計等の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする</p> |

第十四条

前条第一項

第十六条において準用する前条第一項

附則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。